

海外贈賄防止ガイドンス（手引）

2016年（平成28年）7月15日

改訂 2017年（平成29年）1月19日

日本弁護士連合会

1 経緯及び背景

近年、世界各国で海外贈賄防止規制が強化されており、日本企業が海外での事業において贈賄に関与した場合、法令違反として摘発・処罰されるリスクが急速に高まっている。日本においては、不正競争防止法18条が外国公務員贈賄罪を規定し、外国公務員等に対する不正の利益の供与等を禁止しているところ¹、近年その執行体制が強化されている²。これに加え、米国の海外腐敗行為防止法（FCPA：Foreign Corrupt Practices Act）・英国の贈収賄法（UKBA：Bribery Act）などの外国規制が日本企業に適用される危険性も高まっている。例えば、米国当局は、非米国企業に対しても積極的にFCPAを適用しており、既に複数の日本企業が新興国・途上国において贈賄行為に関与したとしてFCPAの適用を受け、摘発・処罰されている³。

また、日本企業が海外事業において贈賄に関与したことが発覚した場合、巨額の罰金が科せられたり役職員が身柄拘束を受ける危険性があるばかりではなく⁴、取引先から取引を停止され、社会からも厳しい批判を受け、企業価値が著しく毀損する事態にも発展しかねない。特に法の支配が確立していない新興国・途上国における贈賄への関与は、相手国政府による規制の適正な執行をゆがめ、当該国の社会全体の腐敗を助長することに加え、環境・労働・人権に関する問題をも悪化させるものであり、関与企業は厳しい批判を受け、企業価値を大きく毀損する危険性がある。そのため、海外贈賄防止は、企業がその社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）や人権尊重責任を果たすに当たっても不可欠な取組の一つとなっている⁵。

このように海外贈賄問題が日本企業にとって企業価値の毀損に直結する重大なリスクとなっていることを背景として、平成27年7月、経済産業省の外国公務員贈賄防止指針（以下「経産省指針」という。）が改訂され、外国公務員贈賄防止体制の有効性の向上を図るための方策として「経営トップの姿勢・メッセージの重要性」「リスクベース・アプローチ」「子会社における対応の必要性」「有事における対応の必要性」などの新たな視点が盛り込まれた。

2 本ガイダンス（手引）の目的

以上の経緯及び背景を踏まえ、当連合会は、日本企業による持続可能な形での海外展開を支援しつつ、CSRの推進や人権の擁護に貢献すべく、経産省指針を補完する形で、日本企業及び日本企業に対し法的助言を行う弁護士が海外贈賄防止対策を推進するに当たっての実務指針として本ガイダンス（手引）を発表することとした。具体的には、本ガイダンス（手引）は、以下の3つの観点で活用されることを目的としている。

(1) 内部統制システム整備義務を果たす上で必要な贈賄防止体制の要素を明確にする

日本企業の取締役は、会社法上の善管注意義務の内容として、内部統制システムを整備（構築・運用）する義務を負うことが判例上認められている。上述のとおり、海外贈賄防止規制に違反し企業価値が毀損するリスクが高まっている現在、従来と同様の対策を行っているだけでは企業の対応として十分ではない。取締役としての内部統制システム整備義務を果たすためには、経営トップにおいて、リスクを直視した上、海外贈賄防止を積極的に推進する姿勢を社内外に向けて明確にすると共に、企業集団全体を通じて、外国規制のコンプライアンスも含めた贈賄リスクに対処するための内部統制システムを整備することが不可欠である。

本ガイダンス（手引）は、取締役が内部統制システム整備義務を果たしているとみなされるために一般的に要求される海外贈賄防止体制の要素を明確にするものである。経産省指針第2章も内部統制システムの一環としての外国公務員贈賄防止体制の在り方を例示しているところ、本ガイダンス（手引）は、内部統制システム整備義務に関する判例、各国規制の内容や執行状況、海外贈賄防止対策に関する企業の取組状況なども踏まえ、内部統制システムとして求められる海外贈賄防止体制の要素をより明確にするものである。

(2) 処罰の減免にも一助となり得る内部統制システムの要素を明確にする

たとえ企業が贈賄に関与したことが発覚した場合でも、適切な内部統制システムを構築していれば処罰が減免される場合がある。英国UKBAでは、企業が贈賄を防止するための適正な手続を実施していれば、処罰が免除されることが明文で規定されている⁶。一方、米国FCPAにおいては、処罰阻却事由にこそならないものの、そのガイドラインにおいては企業が適切なコンプライアンスプログラムを構築しているか否かがFCPAの執行に当たって考慮されることが明記されている⁷。日本の外国公務員贈賄罪に関しても、経産省指針において、企業が法

人両罰規定における無過失による免責を認められるためには、「外国公務員贈賄防止対策の実効性を高め、内部統制の有効性の向上を図るための方策をとることが必要である」と規定している⁸。

本ガイダンス(手引)は、米国・英国当局発行のガイドラインも参考としつつ、海外贈賄防止規制による処罰の減免にも一助となり得る内部統制システムの要素をもより明確にするものである⁹。

(3) 企業及び弁護士における海外贈賄防止のための実務対応の在り方を明確にする

平成27年7月の経産省指針の改訂は、外国公務員贈賄防止体制の在り方を具体化した点は大いに評価できるものの、企業及び弁護士がこれらを具体的に実践するためにはより実務的な指針が必要である。特に、腐敗が深刻な新興国・途上国においては、日本企業の現地拠点の役職員は、積極的に贈賄を申し出なくとも、外国公務員等から有形無形の圧力を受け、賄賂の支払を強要される場合も少なくない。日本企業が不当要求の対応を現地拠点の担当者に委ね、担当者が孤立することで判断に迷うことなく賄賂の不当要求などの有事に適切に対応するためには、実務的なノウハウが必要である。

以上の観点から、本ガイダンス(手引)は、企業及び弁護士における海外贈賄防止のための実務対応の在り方をより明確にするものである。

なお、経産省指針ではファシリテーション・ペイメント(通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払)に関する記載が改訂によって削除されたが、企業の実務や相談ではいまだその取扱いが問題となることが多いことから、本ガイダンス(手引)は、その実務指針に関しても規定している。

3 本ガイダンス(手引)の性格・活用方法

本ガイダンス(手引)は現時点の海外贈賄防止対策に関するベスト・プラクティスを取りまとめたものである。

日本企業の取締役が内部統制システム整備義務を果たし、また各国規制による摘発・処罰を回避しつつ、海外での事業を持続可能な形で展開していくためには、日本企業は、本ガイダンス(手引)に基づき海外贈賄防止を実践することが期待されている。贈賄に伴うリスクの顕在化による企業価値の毀損を防ぐと共に、現地拠点の担当者を賄賂の不当要求の脅威から守るためにも、本ガイダンス(手引)の実践が有用であると考えられる。弁護士においても、本ガイダンス(手引)に基づき、海外贈賄防止に関する法的助言を積極的に行っていくことが推奨される。

なお、本ガイダンス（手引）は、外国公務員に対する贈賄の防止を主たる目的としているものの、商業賄賂を禁止する外国規制が存在することなどにも鑑み、民間贈賄も含め広く海外における贈賄行為を防止することを目的とした指針となっている。そのため、本ガイダンス（手引）に規定する「外国公務員等」には、外国公務員のみならず、企業に適用される法令が民間贈賄も禁止する場合には民間人も含まれる。

また、本ガイダンス（手引）は、海外贈賄防止のために強く推奨する取組を基本的に規定するものであるが、物的・人的・経済的環境に応じて推奨するにとどまる取組に関しては「望ましい」と表記している。

4 本ガイダンス（手引）の実践表明の推奨

贈賄リスクが企業価値に直結するものとして認識され、また海外贈賄防止がCSRの中核的な取組として位置付けられている現在、企業は、海外贈賄防止の取組状況を、投資家などステークホルダーに対し積極的に開示することが強く求められている¹⁰。そこで、本ガイダンス（手引）は、日本企業に対し、本ガイダンス（手引）に沿った海外贈賄防止対策を実践することを社内外において公表するよう推奨している。このようなガイダンス（手引）実践の表明は、ステークホルダーに対する透明性を高め、企業に対する社会的な信頼を向上することにもつながり得る。日本企業においては、積極的にガイダンス（手引）実践の表明を検討されたい。

¹ 不正競争防止法18条1項は「何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。」と規定する。法18条1項に違反した者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処せられ、又はこれが併科される（法21条2項7号）。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法18条1項に違反した場合は、法人に対しても3億円以下の罰金刑が科される（法22条1項3号）。

² 警察庁は、2014年4月、外国公務員贈収賄罪の執行体制を強化するために、各都道府県警察に対し、外国公務員贈賄対策担当者の設置に関する通達を発している（警察庁捜二発第34号）。

³ FCPAでは、たとえ非米国企業が米国以外の第三国で贈賄に関与した場合であっても、米国で贈賄行為の一部が行われた事実や米国企業（米国に上場している外国企業も含む）と共謀した事実などがある場合には、当該非米国企業にも規制が適用され得る。米国当局はFCPAを非米国企業に対しても極めて積極的に適用しており、米ドル建てで賄賂を送金したり、米国の事務所に贈賄に関連するメールを送信したに過ぎない場合でも、米国で贈賄行為の一部が行われたと認定される可能性がある。また、米国企業（米国に上場している外国企業も含む）がJVやコンソーシアムのメンバーに入っていた場合にも、米国企業と共謀したと認定される危険性がある。

-
- ⁴ FCPAの賄賂禁止条項に違反した場合、企業には200万米ドル以下の罰金、個人には5年以下の禁錮もしくは25万米ドル以下の罰金又はその双方が科され得る。同様にFCPAの会計処理条項に違反した場合、企業には2500万米ドル以下の罰金個人には20年以下の禁錮もしくは500万米ドル以下の罰金又はその双方が科され得る。なお、企業・個人いずれについても、FCPA違反により得た金銭的利益の倍額、あるいは与えた損害の倍額いずれかが、既述の最高罰金額を上回っている場合、利益・損害の倍額が上限となる。UKBAの7条に規定されている贈賄防止懈怠罪を企業が犯した場合には無制限の罰金が科され得る。
- ⁵ 国連腐敗防止条約（日本は2003年に署名するも国内担保法等が継続審議中のため未批准）やOECD外国公務員贈賄防止条約（日本は1998年に批准）によって、腐敗防止は、国際的な要請となっている。また、国連グローバル・コンパクトにおいても、腐敗防止は、企業が社会的責任を果たすための10原則の一つに位置付けられている。さらに、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」が企業に対し要請する人権尊重責任を果たすに当たっても、腐敗防止と人権が密接な関係を有することが国際的に議論されている。また、当連合会の「企業の社会的責任(CSR)ガイドライン2009年度版」の31頁でも、贈賄などの海外での不正行為の防止を企業の社会的責任として取り組むべき課題として位置付けている。
- ⁶ UKBA Section 7(2)
- ⁷ A Resource Guide to the U.S. Foreign Corrupt Practice Act 56頁
- ⁸ 経産省指針31頁
- ⁹ 企業が外国規制を含めた海外贈賄防止規制を遵守するためには、海外展開の程度、地域、業界、事業内容など、個々の企業がおかれた状況に応じて、適切な対策を講じる必要があり、本ガイダンス（手引）はあくまでその一助となろうとするものである。
- ¹⁰ 2014年にEUで採択された非財務情報開示指令においては、500名超の公的利益に関わる企業（上場企業、金融機関等）に対し、企業が直面する贈賄リスクの状況とその対処方針・状況を開示することを要求している。

第1章 海外贈賄防止体制の整備

第1条 経営トップがとるべき姿勢と行動

1 経営トップがとるべき姿勢

経営トップは、企業集団として、不正を行ってまで売上や利益を追求してはならないという姿勢を明確に示し、率先垂範する。

2 経営トップがとるべき行動

前項を実施するため、経営トップは、贈賄リスクの状況に応じて、企業集団全体に対し、以下の行動を継続的に行う。

取締役会において贈賄防止に向けた基本方針を採択し、経営トップが自ら署名して社内外に公表し、企業集団として贈賄防止に取り組む姿勢を社内外に公表する。

経営トップの贈賄防止に向けた姿勢を継続的に役職員に対して伝達する。

コンプライアンス委員会、内部統制委員会等の贈賄防止対策を管轄する機関を設置し、上級役員をその長とし、その職務を達成することに十分な権限を付与する。

贈賄リスクが高い企業活動を承認しない。

贈賄に関与した役職員に対しては、その地位にかかわらず厳正な人事処分を行う。

本項第3号の機関が、贈賄防止対策を実効的に行うために十分な予算配分を行い、その活動を補佐する法務又はコンプライアンス部門の人的資源を十分に確保する。

第2条 リスクベース・アプローチ

1 リスクアセスメントの実施

企業は、贈賄リスクの高い事業活動に対して重点的に人的物的資源を配分するリスクベース・アプローチを採用することを目的として、以下のリスクアセスメントを実施する。

企業集団が活動する国・地域及びその活動拠点を確認し、その国・地域における腐敗の程度につき、入手可能な資料・情報（例えば、Transparency International の Corruption Perceptions Index スコアなど）を収集し、確認する。

その企業活動が属する業界につき、外国公務員等との接点の高さに鑑み、贈賄リスクを確認する（商社、防衛、製薬、医療機器、資源、建設、不動産、運輸、金融は一般に贈賄リスクが高い）。

取引形態，事業規模に応じた贈賄リスクを確認する（政府系入札，通関，許認可取得が必要な事業，現地工場における製造等は一般に贈賄リスクが高い）。

企業集団の海外贈賄防止体制につき，経営トップの姿勢，組織体制，社内規程の整備・遵守状況を検証する。

リスクアセスメントの方法に関しては，必要に応じ，基礎的情報収集，海外事業部門及び現地の活動拠点における実際の腐敗状況を確認するヒアリング，又はアンケート調査などを実施する。

2 贈賄リスクの程度に応じた対応

前項のリスクアセスメントの結果を分析し，現地拠点又は事業に応じて贈賄リスクの格付けを行い，接待・贈答・外国公務員等の招聘・寄付の規制方法，教育・モニタリングの対象・頻度・方法，エージェントなど第三者の管理・評価の方法，子会社の支援の方法等を決定する。

3 リスクアセスメントの継続的・定期的な実施

第1項のリスクアセスメントは，継続的かつ定期的に実施する。また，第2章に定める有事が発生した場合などリスクアセスメントの内容に重大な影響を与える事象が発生したときは，リスクアセスメントの見直しを検討する。

第3条 基本方針及び社内規程の策定

1 基本方針及び社内規程の策定

企業は，贈賄防止の内部統制の枠組みとして，明確な贈賄防止に向けた基本姿勢を示す基本方針，及びそれを具体化する社内規程を策定する。

2 基本方針の内容

基本方針においては，不正をしてまで売上や利益を追求しないという経営トップの基本的な姿勢，及び企業集団に属する全ての役職員が，外国公務員等に対し，直接又は間接を問わずに贈賄行為を行ってはならないことを明確に示す。

3 社内規程の内容

社内規程には，贈賄リスクの程度に応じて，以下の内容を記載する。

社内規程の適用範囲（適用されるグループ企業の範囲，及び従業員のほか役員にも適用されることを明確にする）

贈賄の明確な禁止規定（外国公務員等に対して，直接又は間接を問わず，金銭その他一切の利益を供与，申込み，約束又はこれらの行為を承認してはならないこと）

不正会計の防止（賄賂の支払が「コンサルティング費用」等の虚偽の名目で支払われることに着目し，実態と異なる会計処理と記録を禁止すること）

懲戒(就業規則を引用するなどして,社内規程(それに付随する規則を含む)に違反した場合には懲戒の対象となることを明確にすること)

内部通報制度(贈賄に関する通報が内部通報制度の対象であること)

組織体制(本社及び現地における海外贈賄防止のコンプライアンスを担当する組織の体制)

手続規程(接待・贈答・外国公務員等の招聘,寄付,エージェントなどの第三者の起用に関する手続)

4 手続規程の内容

前項7号の手続規程に関しては,以下を参考として策定する。

接待・贈答・外国公務員等の招聘手続(一定の接待・贈答を認める場合には,いかなる場合に,いかなる手続により認められるかを明確にした上で,金額の上限につき,現地法上の上限がある場合にはその範囲内で上限を設定し,それがない場合には各社のリスク判断に基づき上限を設定し,それを超える場合にはコンプライアンス担当者の承認を要するなどの手続を策定する)

寄付に関する手続(寄付の趣旨,寄付の相手方の実在性,属性,寄付を行う趣旨,外国公務員等との関係等を確認する手続を策定する)

第三者の起用手続(第5条規定のとおり)

5 基本方針及び社内規程の言語

基本方針及び社内規程は,必要に応じ,英語及び適用される国地域の言語に翻訳する。

第4条 組織体制

1 組織体制整備の必要性

海外贈賄防止のコンプライアンスは,企業の規模及び贈賄リスクの程度に応じて,本社及び現地拠点において組織体制を構築する。

2 本社の組織体制

本社の組織体制としては,取締役会又は社外取締役過半数により構成される監査委員会に対して報告する内部統制委員会,コンプライアンス委員会,又は海外贈賄防止のコンプライアンスに特化した委員会等を設置し,社長以外の上級役員がその長となって経営からの独立性を確保し,その下で,法務・コンプライアンス,経理,人事,内部監査等の担当部署が実務を行うことが望ましい。

3 現地拠点の組織体制

現地拠点(現地拠点が小規模である場合にはその拠点を統括する現地統括拠点)において,現地拠点の経営陣から独立した者の中から現地コンプライアンス

責任者を選任し、社内規程に基づく承認決裁又は本社コンプライアンス組織への報告を行うことが望ましい。

4 内部通報制度及び相談窓口の設置

日本国内のみならず、現地拠点の役職員も利用可能であり、匿名での通報・相談が原則可能な内部通報制度及び相談窓口を設置し、その存在の啓発活動を積極的に実施する。

第5条 第三者の管理

1 第三者の管理の必要性

企業は、エージェントなどの第三者を通じて行われる贈賄を防止する管理体制を構築する。

2 第三者評価の枠組み

前項の体制を構築するため、第2条規定のリスクアセスメントの結果をふまえ、管理すべき第三者の範囲及び管理の方法を、その活動国・地域の贈賄リスクの程度、取引金額、及び第三者の類型（コンサルタント、エージェント、ディストリビューター、合併パートナー、下請企業、税関ブローカー、会計士、弁護士等）に応じて決定する。

3 第三者の管理方法

第三者の管理方法としては、前項の枠組みに応じて、その贈賄リスクの程度を勘案して第三者との契約締結前、更新前又は定期的に、以下の方法のうち適切なものを採用し、贈賄リスクに応じて設定された承認権者が、合理的な評価項目に従い、贈賄リスクを評価して第三者との取引承認の決定を行う。

第三者との間の契約書に贈賄防止文言を明記する（少なくとも表明保証・誓約（当該第三者がこれまでに汚職を行ったことがなく今後も行わないこと）、監査権（贈賄の疑いが生じたときの監査権）、及び解除権（贈賄の疑いが生じた場合の無催告解除権）を記載する。また、契約には具体的な業務内容、成果物、納期及び代金の支払先（合理的理由なく、第三国の銀行口座を指定しない）を記載することを義務付ける。）。

第三者から質問票及び贈賄行為を行わない旨の誓約書を取得する（会社の基本情報（商号、本店所在地、連絡先、事業内容、設立年月日）、役員及び主要株主並びにこれらの者と外国公務員等又はその親族との関係、過去に汚職を行い又はその嫌疑を受けた事実の有無、以上の情報の照会先（business reference）を記載する。その上で、当該第三者において、以上の情報が正しいことを宣誓させ、署名を受ける。）。

第三者に関する調査を実施する（贈賄リスクに応じて、簡易かつ低コストの方法としてGoogle等の検索エンジンで過去の汚職等の犯罪歴を確認すること、第三者の実在性を確認するため商業登記簿謄本などの取得、コンプライアンス体制を充実させるならば外国公務員等に関する有料のデータベースを用いることなどを検討する。加えて、特にリスクの高い第三者に関しては、調査会社を起用の上、バックグラウンド調査を行うこと、さらには法務・コンプライアンス担当者が直接、当該第三者を訪問して面談することを検討する。調査の結果は社内でデータベース化し、適時に更新する。）。

取引担当者に申請書提出を義務づける（各取引の担当者（オーナー）を特定し、かつ、担当者の申請においては、 から に関する文書の添付を要求するとともに、委託する業務内容、成果物、当該第三者を選定する具体的理由、支払う金額が合理的な金額であるか（Fair Market Value）等の情報提供を求める。）。

第6条 教育

1 教育の必要性

海外贈賄防止の教育は、海外贈賄防止の内部統制に不可欠な要素の一つとして、第一に、経営トップを中心に実施し、第二に、国際取引に関与する役職員に対して実施する。

2 教育の内容

教育は、海外贈賄防止関連規制（不正競争防止法、米国F C P A、英国U K B A等の域外適用法及び現地法）、基本方針、及び社内規程の理解を基本としつつ、ビジネス形態に応じて生じうる贈賄リスクなどの具体例を交えて、汚職が横行する現地国における賄賂要求を拒絶する具体的な方法を示すことが望ましい。

3 教育の頻度、対象者、形式

教育の頻度、対象者、形式（クラス形式、ウェブ形式のトレーニング、電子メールによる啓発等）は、第2条規定のリスクアセスメントの結果に応じて決定するが、基本方針及び社内規程の導入時のみならず継続的に、国際的な取引に関与する役職員（特に海外事業部門の管理職）に対して重点的に実施していく必要がある。

4 誓約書の提出

教育の実施後、参加者から基本方針及び社内規程を遵守する旨の誓約書への署名を求めることで、教育効果を高めることが望ましい。

第7条 モニタリングと継続的改善

1 モニタリングと継続的改善の必要性

企業は、基本方針及び社内規程の遵守状況を定期的にモニタリングし、継続的に改善する。

2 モニタリングの方法

モニタリングは、第2条規定のリスクアセスメントの結果に応じて、コンプライアンス委員会等における検討を通じて、以下のうち適切な方法により、実施する。

法務コンプライアンス部門又は内部監査部門による高リスク地域の現地拠点訪問・ヒアリングによる監査（使途不明金の支出，不明朗な販売管理費の支出，小口現金等の現金の管理状況，取引先一覧，エージェントなどの第三者の起用状況，接待・贈答の申請の際に提出された領収書等の確認）

社内規程の手續に応じて申請された届出内容の確認

違反事例の検討

相談・内部通報窓口の利用・啓発状況の確認

贈賄を防止するのに十分な内部統制が存在するかを実地で確認するウォーク・スルー・テスト等

3 継続的改善の方法

継続的改善は、前項のモニタリングの結果を踏まえ、本ガイドンス（手引）に示す海外贈賄防止のための内部統制の強化を、社内規程の改訂，組織体制の整備，エージェントなどの第三者の管理方法，経営トップの誓約等について、継続的に実施する。

第8条 ファシリテーション・ペイメント

1 ファシリテーション・ペイメントの禁止

企業は、通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払（以下「ファシリテーション・ペイメント」という。）に関しても、その支払が禁止されることを明示する。

2 ファシリテーション・ペイメントの解消に向けた取組

海外の現地拠点が前項に関わらずファシリテーション・ペイメントの支払を行う実態があることが判明した場合、第4条規定の本社コンプライアンス組織を中心として、当該現地拠点に関して以下の対応を行うことが望ましい。

ファシリテーション・ペイメントの支払実態を調査する。

ファシリテーション・ペイメントの支払に関する記録を作成するよう指導する。

役職員に対して、ファシリテーション・ペイメントを断る方法を含む実務的な贈賄防止のためのトレーニングを実施する。

ファシリテーション・ペイメントの支払の実態を定期的にモニタリングし、当該現地拠点とともに現地弁護士を含め対応策を検討し、現地の日本大使館・領事館、商工会議所、外務省、JICA、ジェットロ、同業者組合等を通じて現地政府に対して改善を要求するなど当該現地拠点とともにファシリテーション・ペイメントを解消する方法を検討する。

第9条 記録化

1 記録化の必要性

企業は、主として以下に掲げる目的を達成するために記録化を行う。

企業が、不正を行っていないこと及び適切な海外贈賄防止体制を整備していることの証明を行うこと。

企業内部で役職員に記録化を義務付けることにより、役職員による贈賄行為を抑止すること。

企業が外国公務員等に対する支払等を記録化していることを相手方に示すことにより、外国公務員等による当該企業に対する賄賂の不当要求を抑止すること。

監査を含めたモニタリングを効率的かつ容易に実施できるようにすること。

2 内部統制プロセスの記録化

企業は、本章に定める海外贈賄防止体制を整備するにあたり、その実施のプロセスを可能な限り記録化する。

3 適切な会計帳簿の記録

企業は、以下の方法により、会計帳簿における記録化を行う。

企業は、企業集団を通じたすべての取引につき、合理的な程度に詳細・正確・公正に反映する会計帳簿等の会計記録を作成する。贈賄などの不正な支払を隠匿するために虚偽の記録を行うこと、会計帳簿等に記載されていない現金預金を使った贈賄等は許されない。

企業は、接待・贈答、外国公務員等の招聘、寄付、エージェントなど第三者の起用等に伴い費用を支出するときは、適時かつ第1項の目的に資する形でその金額・費目・支払内容を会計帳簿に記録する。

第2章 有事の対応（危機管理）

第10条 有事の定義

有事とは、外国公務員等から賄賂の不当要求を受けた場合、及び、企業が外国公務員等に賄賂を供与又は、申込み若しくは約束した事実を把握した場合（その可能性を把握した場合を含む）をいう。

第11条 外国公務員等から賄賂の不当要求を受けた場合の有事対応

1 不当要求拒絶の原則

腐敗が深刻な国・地域では、企業は、外国公務員等から賄賂の支払を強要される場合も多いところ、一度賄賂を支払うと更なる不当要求を受け贈賄が継続してしまう危険性があることから、企業は、不当要求を拒絶することを原則とし、そのための有事対応を実施する。ただし、外国公務員等からの賄賂の要求を拒絶することにより、役職員の生命、身体、自由が侵害される現実の危険性がある場合は、この限りではない。

2 組織的な対応の必要性

外国公務員等による賄賂の不当要求に対する対応を現場の役職員に委ね孤立させることは、現場の役職員が不当要求の圧力に屈してしまう危険性を高めると共に、役職員の労働・人権問題にもつながりかねないことから、企業は、外国公務員等から賄賂の不当要求を受けた場合には、組織的に有事対応を実施する。この場合には、海外贈賄の問題に精通した弁護士に早期に相談することが望ましい。

3 外部機関との連携の必要性

海外贈収賄問題は、一企業のみで外国公務員等の賄賂要求を不利益も覚悟して拒絶するといった適切な対応を講じることが困難な場合も多い一方、外部機関と連携して集団的な対応を取ることでより不当要求を回避できる場合もあることから、事案に応じて、外部機関への相談を検討する。

4 有事対応の内容

企業が、外国公務員等からの賄賂の要求を受けた場合に組織的に不当要求を拒絶するための有事対応は、以下のうち適切な方法により実施する。

現場における第一次対応（明確な拒否（ただし、生命、身体、自由に関する現在の危険が認められる場合を除く）、迅速な報告）

迅速な本社（親会社）への情報伝達

状況の重大性に応じた、危機管理対応チームの設置、並びに日本及び現地の弁護士との相談

状況の重大性に応じた、適時の、本社（親会社）の社外取締役、監査役（社外監査役を含む）への報告、現地日本大使館・領事館の日本企業支援窓口やジェット口、現地商工会議所等に対する相談

開発協力事業に関しては、外務省及びJICAに設置された不正腐敗情報相談窓口への相談

第12条 外国公務員等に賄賂を供与・申込み・約束した事実を把握した場合（その可能性を把握した場合を含む）の有事対応

1 危機管理の必要性

企業が外国公務員に賄賂を供与・申込み・約束した事実を把握した場合に、その対応を誤ると、企業価値が著しく毀損する事態に発展しかねないことから、企業は、企業価値を保全するための適切な有事対応（危機管理）を実施する。

2 早期の対応の必要性

危機管理対応は早期の段階から対応することで危機の拡大を防止できる可能性があることから、外国公務員等に賄賂を供与・申込み・約束した可能性を把握した段階から、企業は、有事対応（危機管理）を実施する。この場合には、海外贈賄の問題に精通した弁護士に早期に相談することが望ましい。また、海外においてその事案が立件される可能性があり、同国で弁護士・依頼者間の通信の秘密が認められている場合には、弁護士・依頼者間の通信の秘密の確保（英米法との関係では弁護士秘匿特権も含む）にも留意することが望ましい。

3 有事対応の内容

企業が、外国公務員に賄賂を供与・申込み・約束した事実を把握した場合（その可能性を把握した場合を含む）の有事対応（危機管理）は、以下のうち適切な方法により実施する。

更なる供与又は約束を防止するための現場における対応（前条第4項に定める事項）

自らに不利な事情も含め、証拠の保全を図るために必要な措置

担当役員の決定、調査チームの設置等の手順

担当役員、調査チームの権限明記（担当役員、調査チームは、当該事案関係者による影響を受けない独立性のある者でなければならず、調査チームには調査に習熟した専門家を加えることが必要である）

調査結果（途中経過も含む）の迅速かつ適時の本社（親会社）への情報伝達
事案の重大性に応じた本社（親会社）の社外取締役、監査役（社外監査役を含む）への適時の報告

調査の結果、贈賄行為の可能性が高いと判断される場合は、捜査機関への通報や自首、開発協力事業に関しては外務省及びJICAに設置された不正腐敗情報相談窓口への相談等の検討

調査により判明した事実に基づく、原因究明、再発防止策の策定及び関係者の処分

第13条 有事対応（危機管理）体制

1 平時からの有事対応（危機管理）体制構築の必要性

企業は、第11条及び第12条規定の有事対応を適時に効果的に実施するため、海外贈賄防止のための有事対応（危機管理）体制として、現場における第一次対応、情報伝達ルート、有事対応チームの組成等について、あらかじめ定めておく。

2 企業集団を通じた有事対応（危機管理）体制構築の必要性

前項の有事対応（危機管理）体制は、企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制整備の一環として位置づけられる。現地の拠点、子会社等のみで事態に対応できる十分な体制がない場合には、本社（親会社）が積極的に関与することにより、企業集団としての適切な対応を確保する。

第14条 記録化

企業は、本章に定める有事対応を実施する場合、取締役の善管注意義務の履行等の観点から、弁護士の指導に従って、その対応を記録化することを検討する。

第3章 子会社管理・企業買収

第15条 親会社による子会社の海外贈賄防止体制に対する支援

1 企業集団を通じた海外贈賄防止体制の整備の必要性

親会社は、企業集団として一定の水準を確保した海外贈賄防止体制を整備するために、各子会社に対して、その贈賄リスクの程度を踏まえた上で、必要な支援を行う。

2 本ガイドンス（手引）の適用範囲

本ガイドンス（手引）の各条項は、企業が、企業集団としての海外贈賄防止体制を整備するために用いられることを予定している。

第16条 企業買収

1 企業買収における海外贈賄防止DDの必要性

企業は、企業買収を行うにあたり、贈賄リスクの程度に応じて、買収前又は買収後に反贈賄のためのデュー・ディリジェンス（以下「海外贈賄防止DD」という。）を実施し、買収先の海外贈賄問題の承継リスク及び買収後の企業活動における贈賄慣行の継続を防止する。

2 海外贈賄防止DDの内容

前項の海外贈賄防止DDを実施するに当たっては、以下の手段を用いることが望ましい。

買収契約締結前

買収前においては以下の事項に留意して海外贈賄防止DDを実施する。

(ア) 買収計画段階において、対象事業の活動国、業界、事業形態に応じた贈賄リスクのリスクアセスメントを実施する。

(イ) 海外贈賄防止DDを、買収のための法務監査及び財務監査と並行して早期に計画し、リスクの程度に応じた人的・物的資源の配分を行う。

(ウ) 海外贈賄防止DDにおける確認内容としては、(i)買収対象企業において本ガイダンス（手引）に定める海外贈賄防止体制が構築されているか、(ii)経営トップ、主要役職員のコンプライアンス意識の高さ、(iii)事業活動のエージェント等の第三者への依存度、(iv)第三者の活動国以外の国に存在する銀行口座への支払、(v)接待・贈答・招聘・寄付等に関する費用支出、頻度、態様、(vi)現金口座の管理及びファシリテーション・ペイメントの支払、(vii)許認可の取得、通関に関する費用の支出状況、(viii)政府関係者の親族の雇用、(ix)内部通報の状況、(x)買収先企業又は経営陣の前科・前歴・行政処分歴、(xi)贈賄を防止するのに十分な会計制度の存在等を確認する。

(エ) 海外贈賄防止DDの手段としては、提供された資料の精査、ヒアリング、贈賄を防止するのに十分な内部統制が存在するかを実地で確認するウォーク・スルー・テスト、バックグラウンド調査を、必要に応じて、法律事務所、会計事務所、フォレンジック企業、調査会社等を起用して実施する。

買収契約の締結

買収契約を締結するにおいて以下の事項に留意する。

(ア) 海外贈賄防止DDの結果、贈賄問題を発見した場合においてその問題が買収の目的を達成できる程度である場合は、買収契約の誓約条項において、必要に応じて、買収対象企業をして、関与役職員の処分、発見事項に関連した追加調査及び報告、経営トップの贈賄防止への強い姿勢を示す誓約書の提出、又は実行可能な再発防止策の検討と導入などを実施させる内容の売主の誓約条項を合意する。

- (イ) 海外贈賄防止DDの結果、買収の目的を達成できない程度に贈賄リスクが高い問題を発見した場合には、買収の取りやめ又は贈賄リスクが高い部分の事業を含まない買収への計画変更を行う。
- (ウ) 買収契約において、当該買収対象事業につき贈賄問題が存在しないことを内容とする売主の表明保証条項を合意する。
買収完了後の対応
買収完了後には、以下の事項に留意する。
- (ア) 買収完了前の海外贈賄防止DDにおいてインサイダー規制又は売主の非協力により十分な情報を入手できない場合には、買収完了後直ちに一定の期間を設けて贈賄リスクが高い分野を中心に十分な海外贈賄防止DDを実施する。
- (イ) 買収完了後に発見した贈賄問題については、当局への通報の検討、関与役職員の処分、又は再発防止策の導入のほか、買収契約における表明保証条項を行使するなどして買収に関連する贈賄リスクを最小限にするように努める。
- (ウ) 買収完了後、自社の基本方針及び社内規程を含む海外贈賄防止の内部統制を買収対象事業に対して速やかに適用し、買収対象事業のモニタリングを実施する。

第4章 その他

第17条 情報開示

1 平時における情報開示

企業は、企業価値に重要な影響を及ぼし得るリスクとして贈賄リスクを認識するときは、適時開示書類、事業報告書、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、CSR報告書などの開示書類において、企業が直面する贈賄リスクの内容やこれに対処するための海外贈賄防止体制の整備状況を記載することが望ましい。

2 贈賄発覚時における情報開示

企業は、企業価値に重要な影響を及ぼす海外贈賄に関する問題が発覚したときは、その内容を、適時開示書類、事業報告書、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンスに関する報告書、CSR報告書などの開示書類において、記載する。

第18条 本ガイダンス（手引）の実践表明

1 本ガイダンス（手引）の実践表明の推奨

企業は、経済産業省の外国公務員贈賄防止指針及び本ガイダンス（手引）の趣旨を踏まえ、海外贈賄防止体制を整備しようする場合には、第3条の基本方針及び第17条の情報開示などを通じて、社内外にその旨表明することができる。表明文言の例は、以下のとおりである。

「当社は、経済産業省の外国公務員贈賄防止指針及び日本弁護士連合会の海外贈賄防止ガイダンス（手引）の趣旨を踏まえ、海外贈賄防止対策を実践することに努めます。」

2 本ガイダンス（手引）の実践表明の効果

前項の実践表明は、当該表明を行った企業に、本ガイダンス（手引）に関して法的義務を課するものではない。ただし、当該企業は、本ガイダンス（手引）を可能な限り役職員に周知することにより海外贈賄防止対策の強化に役立てることが望ましい。また、当該企業は、本ガイダンス（手引）の実践状況などを可能な限り外部に開示することに努め、企業に対する社会的信頼の向上に役立てることが望ましい。